

議案第64号

南あわじ市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年11月19日提出

南あわじ市長 守本憲弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 南あわじ市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（平成17年南あわじ市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表を次のように改める。

6箇月	5箇月以上6箇月未満	3箇月以上5箇月未満	3箇月未満
100分の220	100分の176	100分の132	100分の66

第2条 南あわじ市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表を次のように改める。

6箇月	5箇月以上6箇月未満	3箇月以上5箇月未満	3箇月未満
100分の222.5	100分の178	100分の133.5	100分の66.75

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

南あわじ市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例新旧対照表（第1条関係）

現 行	改 正 案	備 考																
<p>第1条～第4条 略 （期末手当）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、その者の当該基準日以前6箇月以内の期間における在職期間に応じ、次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。この場合において、在職期間の算定については、一般職の職員の例による。</p> <table border="1" data-bbox="232 651 1008 798"> <tr> <td>6 箇月</td> <td>5 箇月以上 6 箇月未満</td> <td>3 箇月以上 5 箇月未満</td> <td>3 箇月未満</td> </tr> <tr> <td><u>100分の225</u></td> <td><u>100分の180</u></td> <td><u>100分の135</u></td> <td><u>100分の67.5</u></td> </tr> </table> <p>3・4 略</p> <p>第6条以下 略</p>	6 箇月	5 箇月以上 6 箇月未満	3 箇月以上 5 箇月未満	3 箇月未満	<u>100分の225</u>	<u>100分の180</u>	<u>100分の135</u>	<u>100分の67.5</u>	<p>第1条～第4条 略 （期末手当）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、その者の当該基準日以前6箇月以内の期間における在職期間に応じ、次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。この場合において、在職期間の算定については、一般職の職員の例による。</p> <table border="1" data-bbox="1097 651 1872 798"> <tr> <td>6 箇月</td> <td>5 箇月以上 6 箇月未満</td> <td>3 箇月以上 5 箇月未満</td> <td>3 箇月未満</td> </tr> <tr> <td><u>100分の220</u></td> <td><u>100分の176</u></td> <td><u>100分の132</u></td> <td><u>100分の66</u></td> </tr> </table> <p>3・4 略</p> <p>第6条以下 略</p>	6 箇月	5 箇月以上 6 箇月未満	3 箇月以上 5 箇月未満	3 箇月未満	<u>100分の220</u>	<u>100分の176</u>	<u>100分の132</u>	<u>100分の66</u>	
6 箇月	5 箇月以上 6 箇月未満	3 箇月以上 5 箇月未満	3 箇月未満															
<u>100分の225</u>	<u>100分の180</u>	<u>100分の135</u>	<u>100分の67.5</u>															
6 箇月	5 箇月以上 6 箇月未満	3 箇月以上 5 箇月未満	3 箇月未満															
<u>100分の220</u>	<u>100分の176</u>	<u>100分の132</u>	<u>100分の66</u>															

南あわじ市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例新旧対照表（第2条関係）

現 行	改 正 案	備 考																
<p>第1条～第4条 略 （期末手当）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、その者の当該基準日以前6箇月以内の期間における在職期間に応じ、次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。この場合において、在職期間の算定については、一般職の職員の例による。</p> <table border="1" data-bbox="232 651 1008 798"> <tr> <td>6 箇月</td> <td>5 箇月以上 6 箇月未満</td> <td>3 箇月以上 5 箇月未満</td> <td>3 箇月未満</td> </tr> <tr> <td><u>100分の220</u></td> <td><u>100分の176</u></td> <td><u>100分の132</u></td> <td><u>100分の66</u></td> </tr> </table> <p>3・4 略</p> <p>第6条以下 略</p>	6 箇月	5 箇月以上 6 箇月未満	3 箇月以上 5 箇月未満	3 箇月未満	<u>100分の220</u>	<u>100分の176</u>	<u>100分の132</u>	<u>100分の66</u>	<p>第1条～第4条 略 （期末手当）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、その者の当該基準日以前6箇月以内の期間における在職期間に応じ、次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。この場合において、在職期間の算定については、一般職の職員の例による。</p> <table border="1" data-bbox="1097 651 1872 798"> <tr> <td>6 箇月</td> <td>5 箇月以上 6 箇月未満</td> <td>3 箇月以上 5 箇月未満</td> <td>3 箇月未満</td> </tr> <tr> <td><u>100分の222.5</u></td> <td><u>100分の178</u></td> <td><u>100分の133.5</u></td> <td><u>100分の66.75</u></td> </tr> </table> <p>3・4 略</p> <p>第6条以下 略</p>	6 箇月	5 箇月以上 6 箇月未満	3 箇月以上 5 箇月未満	3 箇月未満	<u>100分の222.5</u>	<u>100分の178</u>	<u>100分の133.5</u>	<u>100分の66.75</u>	
6 箇月	5 箇月以上 6 箇月未満	3 箇月以上 5 箇月未満	3 箇月未満															
<u>100分の220</u>	<u>100分の176</u>	<u>100分の132</u>	<u>100分の66</u>															
6 箇月	5 箇月以上 6 箇月未満	3 箇月以上 5 箇月未満	3 箇月未満															
<u>100分の222.5</u>	<u>100分の178</u>	<u>100分の133.5</u>	<u>100分の66.75</u>															

議案第65号

南あわじ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年11月19日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 南あわじ市職員の給与に関する条例（平成17年南あわじ市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第32条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 南あわじ市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第32条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

南あわじ市職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第31条 略                      （期末手当）                      第32条 略                      2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。                      （1）～（4） 略                      3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。                      4～6 略                      第33条以下 略</p>	<p>第1条～第31条 略                      （期末手当）                      第32条 略                      2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。                      （1）～（4） 略                      3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。                      4～6 略                      第33条以下 略</p>	

南あわじ市職員の給与に関する条例新旧対照表（第2条関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第31条 略                      (期末手当)                      第32条 略                      2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略                      3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。                      4～6 略                      第33条以下 略</p>	<p>第1条～第31条 略                      (期末手当)                      第32条 略                      2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略                      3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。                      4～6 略                      第33条以下 略</p>	



議案第66号

南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年11月19日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和元年南あわじ市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例新旧対照表（第1条関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第8条 略                      （特定任期付職員についての給与条例の適用除外等）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第30条第1項、第31条及び第32条第2項の規定の適用については、給与条例第30条第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和元年南あわじ市条例第7号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第31条中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第32条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは、「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>3・4 略</p> <p>第10条 略</p>	<p>第1条～第8条 略                      （特定任期付職員についての給与条例の適用除外等）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第30条第1項、第31条及び第32条第2項の規定の適用については、給与条例第30条第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和元年南あわじ市条例第7号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第31条中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第32条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>3・4 略</p> <p>第10条 略</p>	

南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例新旧対照表（第2条関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～8条 略                      （特定任期付職員についての給与条例の適用除外等）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第30条第1項、第31条及び第32条第2項の規定の適用については、給与条例第30条第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和元年南あわじ市条例第7号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第31条中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第32条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>3・4 略</p> <p>第10条 略</p>	<p>第1条～8条 略                      （特定任期付職員についての給与条例の適用除外等）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第30条第1項、第31条及び第32条第2項の規定の適用については、給与条例第30条第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和元年南あわじ市条例第7号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第31条中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第32条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>3・4 略</p> <p>第10条 略</p>	